

はしがき

本書の原型をなす『国際人権入門』は、初版（2008年）、第2版（2013年）と版を重ねた。第2版から8年が経過し、国連が採択した主要人権条約等の締約国数は年々増しており、条約の価値を共有する国々が広がっている。他方で、人権や人道に関する条約・多国間制度からの脱退の動きもある。人権の保護、促進を促すために非政府組織（NGO）の役割は不可欠であるが、近年では国内人権機関の役割も増してきた。ビジネスセクターによる人権尊重の責務も一層重要になっている。

1990年代末から2000年代半ばにかけ、国連において人権は安全保障分野、経済社会分野、人道分野などさまざまな分野に通底する課題として位置づけられた。そして今日では、紛争下の国における人権状況の悪化、女性や子どもへの暴力や搾取、気候変動や災害のリスク、新型コロナウイルスの影響による健康と生活への脅威、少数者への差別の拡大等、人権は地球規模で対応すべき課題となっている。足元の日本では、人権条約の国内実施を促進する国内法の整備も一定の進捗があるが、国連人権理事会の普遍的定期的審査（UPR）の3次サイクルで多数の勧告が出され、課題を今なお残している。現在においては、日本の憲法や法令、政策、国内外の人権の問題への対応の仕方が国際的な視点から評価される。

さらに着目したいのは、2015年9月に国連の持続可能な開発サミットにおいて採択された成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）である。同文書は2030年を目標年とする行動計画であり、「持続可能な開発目標」（SDGs）の17目標とターゲットを定めた。同文書は「誰1人取り残さない」という人権の理念を掲げ、SDGsと人権を不可分とした。このことは、SDGs課題の実現を通じた人権の保護、促進を意味するとともに、人権の保護、促進がSDGsの実現に資することも含意する。

本書の執筆者は、SDGsにおいても人権が主流化し、それ故にSDGsにも人権との関係性が記されたと認識し、『新国際人権入門——SDGs時代における展開』として前書の内容を更新し名称を新たにした。また本書は、各章において、SDGs目標やターゲットと人権の関係を具体的に記すことで、人権の保護、

促進がSDGs目標の達成に資することを示した。

自発的協力に基づいて17目標を推進するSDGsの方法と、条約に基づき国家に法的義務を課す国際人権法の方法は、同じ人権を扱いながらアプローチは異なる。SDGsは多様な主体の積極的な参画を求め、人権（自由権・社会権）の不可分性を課題対応により強化するなど、新たなアプローチを人権分野にもたらしうる。他方人権条約の下の委員会や国連機関の側からは、SDGsの目標に個々対応する動きがある。SDGsと各分野の人権の交錯の仕方に濃淡はあるが、各章で「国際人権」とSDGsが協働する姿を加えるよう各執筆者は目指した。

『国際人権入門』の编者である故横田洋三先生が本書の執筆に加わることがかなわなかったことは残念でならない。本書は『国際人権入門』の基本的な構成を維持し、横田先生が執筆なさった『国際人権入門』初版のはしがきと『国際人権入門〔第2版〕』の第1章を残した。

本書では、成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」を特に言及する必要がある場合は「2030アジェンダ」とするが、原則として成果文書全体を指す言葉として「SDGs」を使用する（広義のSDGs）。また、文書の中の17の目標を指す狭義でも「SDGs」を用いる。略語については巻末に一覧を付した。本書の条約締約国数等の情報は、2021年3月の時点で統一するように努めた。国際人権の学びを入門から基礎、応用に進むための「参考文献一覧」を付しているのので、ぜひ活用していただきたい。

本書の目的は大学の教養科目としても教えられる国際人権論や国際人権法の入門的教科書であるが、SDGsと人権の関係性を扱っており、これまでの教科書には見られない独自の視点から執筆されている。本書が、広く人権教育や人権研修の文献としても役立つことを願っている。さらにSDGsの諸課題と人権や尊厳ある生の在り方に関心を寄せる一般読者や多様な専門分野の読者にも参考になればと願う。

最後に、企画から刊行まで法律文化社の舟木和久氏にご尽力をいただいた。本書の検討会にご参加くださり構成や各章について熱心に助言をいただいただけでなく、表現や形式の統一といった細部にわたり丁寧な編集をしてくださったことで本書が完成をみた。ここに深甚なる感謝をささげたい。

2021年7月27日

執筆者一同を代表して

滝澤 美佐子